

## 国際原子力機関（IAEA）による「2013年版保障措置声明」の公表 及び我が国における保障措置活動の実施結果について

平成26年7月9日  
原子力規制庁

### I. IAEAによる「2013年版保障措置声明」の公表について

- IAEAは、各国と締結する保障措置協定等に基づき、これらの国が核物質を核兵器やその他の核爆発装置に転用しないという国際約束を履行しているかを検証するための措置として、保障措置活動を行っている。
- IAEAは保障措置活動として、締約国が申告する核物質の計量管理状況や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、申告された施設等における核物質の転用や未申告の核物質又は活動が無いかどうかを検査し、その評価結果をとりまとめている。
- この一環として、IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2013年版については、平成26年6月20日に公表された。
- この保障措置声明は、IAEAが加盟国と締結する保障措置協定の種類に応じとりまとめられており、我が国は、核不拡散条約上の非核兵器国が締結する保障措置協定（包括的保障措置協定）とともに追加議定書が発効している国の一つとして以下の通り評価された。

IAEA事務局は、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している117の国のうち、63の国について、

- ・申告された核物質について平和的な原子力活動からの軍事転用の兆候は見られない
- ・未申告の核物質又は活動の兆候も見られない

ことを根拠として、すべての核物質が平和的利用の範囲と見なされる（拡大結論）と評価した。

IAEAの「2013年版保障措置声明（Safeguards Statement for 2013）」のURL：  
[http://www.iaea.org/safeguards/publications\\_news/es/es2013.html](http://www.iaea.org/safeguards/publications_news/es/es2013.html)  
※保障措置声明の概要は、参考1を参照。

- なお、我が国は、2003年以降連続して、我が国にあるすべての核物質が平和的利用の範囲と見なされるとの信頼に足る保証がIAEAにより、国際社会に対して与えられたことになる。

### II. 我が国における保障措置活動の実施結果について

- 原子力規制委員会は、IAEAと締結した保障措置協定等の国際約束を実施するため、原子炉等規制法に基づき、保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行っており、2013年の拡大結論を得た背景として、我が国が同年中に行った保障措置活動の概況は以下の通り。

- ▶ 計量管理に関する報告のとりまとめ・申告及び保障措置検査等の実施
  - ・原子炉等規制法に基づき、2035事業所等から報告された4565件の計量管理に関する報告をとりまとめ、IAEAに申告した。これに対しIAEAとともに2231人・日の保障措置検査等を実施した。（詳細なデータについては別紙1を参照。参考情報については別紙2、3を参照。）

- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、立入が可能になった施設の核燃料物質から、保障措置活動を順次回復した。
- 保障措置検査等で試料採取した核燃料物質の分析
  - ・ 保障措置検査及び設計情報検認・検査において事業者から採取した198の試料については、核燃料物質の濃度、同位体組成比等を分析し、その結果をIAEAとの間で比較し、分析結果に差異がないことを確認した。
- 我が国の保障措置に必要な技術開発
  - ・ 公益財団法人核物質管理センターにおいて、現在、建設中の日本原燃株式会社MOX燃料加工施設(JMOX)の操業開始に備え、IAEA及び我が国が保障措置活動に用いる保障措置機器の開発等を実施した。
  - ・ 独立行政法人日本原子力研究開発機構の高度環境分析研究棟(CLEAR)及び核燃料サイクル安全工学研究施設(NUCEF)において、IAEAのネットワーク分析所として、国外試料の分析58件の実施を通じ、我が国の環境試料分析手法の開発及び高度化に取り組むとともに、これらの成果をIAEA等と共有した。

## 2013年保障措置声明における保障措置協定の種類に応じた評価結果(概要)

保障措置協定の種類	国数	評価結果
核兵器不拡散条約締約国	189 <sup>注1</sup>	—
保障措置協定非締約国	12	いかなる保障措置結論も導出できず。
保障措置協定適用対象国	180 <sup>注1, 注2</sup>	—
INFCIRC/153型保障措置協定 (包括的保障措置協定) + IAEA追加議定書 (Additional Protocol)	117 <sup>注2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>63<sup>注2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。</li> <li>・ 未申告の核物質又は活動の兆候も見られない。</li> <li>⇒ すべての核物質が平和的活動に留まっている(拡大結論)。</li> </ul> </li> <li>54 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。</li> <li>・ 未申告の核物質又は活動がないことに関する評価は続行中。</li> <li>⇒ 申告された核物質は平和的活動に留まっている。</li> </ul> </li> </ul>
INFCIRC/153型保障措置協定 (包括的保障措置協定)	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。<sup>注3</sup></li> <li>⇒ 申告された核物質は平和的活動に留まっている。</li> </ul>
自発的協定 (Voluntary Offer Agreement)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保障措置が適用されている核物質について転用の兆候は見られない。</li> <li>⇒ 選択された施設において保障措置が適用されている核物質は平和的活動に留まっているか、又は協定に規定されるとおりに保障措置から取り下げられている。</li> </ul>
INFCIRC/66型保障措置協定	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保障措置が適用されている核物質が転用されている、若しくは施設又は他のアイテムが不正利用されている兆候は見られない。</li> <li>⇒ 保障措置の適用されている核物質、施設及び他のアイテムは平和的活動に留まっている。</li> </ul>

注1 北朝鮮を含まない。

注2 この他に台湾。

注3 イラン及びシリアについては、特別の言及あり。

# 我が国における保障措置活動状況(2013年)

## ①我が国の保障措置検査実績<sup>注1</sup>及び国内計量管理制度

平成25年に施行された原子炉等規制法及びその関係法令の改正に伴い、規制区分が変更されたため、各項目の合計値以外は比較のための前年の集計値を記載していない。

国際規制物資の使用許可(承認)、計量管理規定の認可(承認)・変更認可(承認)件数についてののみ年度で集計。

表中の「-」は対象が存在しないことを表す。

( )内は2012年

原子炉等規制法関係法令上の 規制区分 <sup>注2</sup>	施設等の数 <sup>注3</sup>		保障措置検査実績 (人・日)			国際規制物資の使用等に関する規則に基づく (件数)							
	保障措置検査実績 施設等の数 <sup>注4</sup>	合計	国の職員	保障措置検査員 <sup>注5</sup>	国際規制物資の 使用許可(承認)	計量管理規定 <sup>注6</sup>		計量管理に関する報告 <sup>注7</sup>				核燃料物質 管理報告書	
						認可 (承認)	変更認可 (承認)	合計	在庫変動報告	物質収支報告	実在庫明細表		
製 錬	0	-	-	-	-	対象外	3	32	対象外				対象外
加 工	6	6	284	12	272				88	68	10	10	
試験研究用等 原子炉	22	16	238	10	228				62	16	23	23	
実用発電用原子炉	57	54	279	9	270				182	58	62	62	
研究開発段階 発電用原子炉	2	2	19	1	18				4	0	2	2	
貯 蔵	0	-	-	-	-				-	-	-	-	
再 処 理	3	3	893	8	885				42	36	3	3	
廃 棄	0	-	-	-	-				-	-	-	-	
使 用	212	32	402	5	397				810	380	216	214	
原子力利用 国際規制物資使用者	10	1	2	0	2				0	0	0	0	
非原子力利用 国際規制物資使用者	1723	0	対象外 <sup>注8</sup>			78	78	128	3351	対象外			3351
合 計	2035 (1936)	114 (116)	2117 (2051)	45 (128)	2072 (1923)	78 (215)	81 (219)	160 (113)	4565 (4243)	567 (634)	325 (319)	322 (320)	3351 (2969)

注1 原子炉等規制法第61条の8の2の規定に基づく保障措置検査。通常、IAEA査察官と日本の査察官が合同で実施。

注2 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。製錬事業者(第3条第1項)、加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の5第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第43条の4第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、廃棄事業者(第51条の2第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。

注3 保障措置検査対象の施設等の数を記載。(一部、「保障措置検査対象の施設等」と原子炉等規制法に基づく施設等が一対一に対応しない場合がある。)なお、国際規制物資使用者については、国際規制物資使用許可を取得している事業所の数を記載。

注4 2013年に保障措置検査を行った施設等の数を記載。

注5 原子炉等規制法第61条23の2に規定される指定保障措置検査等実施機関(公益財団法人核物質管理センター)の職員として保障措置検査を実施する者。

注6 原子炉等規制法第61条の8に基づき、国際規制物資を使用している者(製錬事業者を除く)が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために定める規定。

注7 国際規制物資を使用する者(製錬事業者を除く)が国際規制物資の使用等に関する規則第7条各項及び計量管理規定に基づく報告。

注8 日・IAEA保障措置協定に基づく所定の手続きにより、保障措置を免除しているため査察の対象とならない。

## ②日・IAEA保障措置協定に基づく設計情報検認・検査及び追加議定書に基づく補完的なアクセス

	立入検査等実施回数	立入検査等実績(人・日)
設計情報検認・検査 <sup>注9</sup>	73 (68)	88 (91)
補完的なアクセス <sup>注10、注11</sup>	14 (17)	26 (21)
合 計	87 (85)	114 (112)

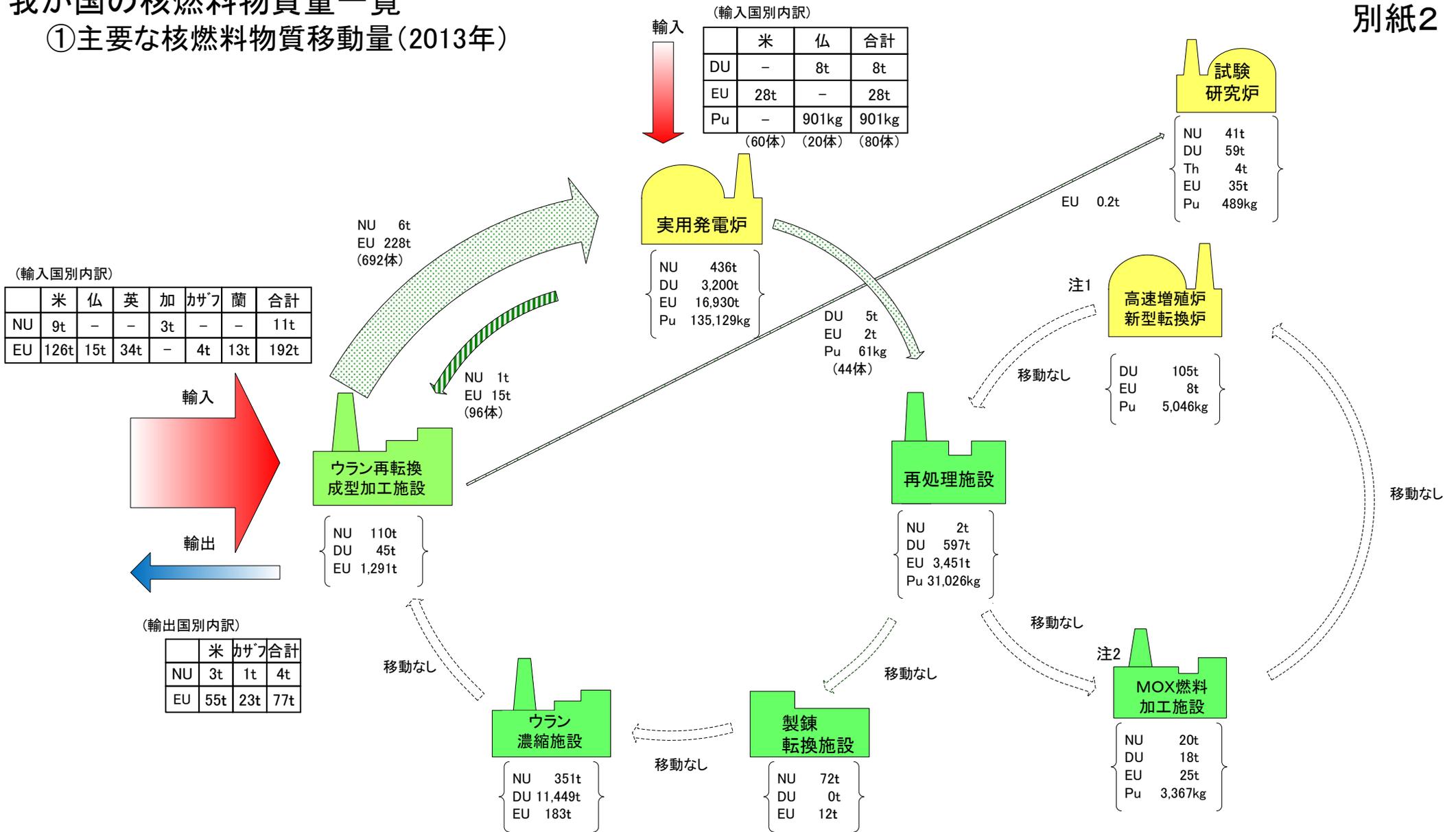
注9 日・IAEA保障措置協定に基づき、IAEAに提供した施設の設計情報の正確性及び完全性を検認・検査するもの。

注10 日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないこと等を確認するため、IAEAとともに立ち入るもの。

注11 今年より、検査に同行する外務省職員の実績を計上。

# 我が国の核燃料物質質量一覧

## ①主要な核燃料物質移動量(2013年)



NU: 天然ウラン  
 DU: 劣化ウラン  
 Th: トリウム  
 EU: 濃縮ウラン  
 Pu: プルトニウム  
 ( ): 燃料単位体数

図中の施設区分は原子炉等規制法及びその関係法令に基づく規制区分ではなく、保障措置検査対象の施設を種類により分類。

施設区分には、それらの施設に附帯する施設も含まれる。

なお、施設区分の在庫量については、2013年12月31日現在の元素重量を記載。

注1 高速増殖炉、新型転換炉はもんじゅ、ふげん、常陽及びこれらの施設に附帯する使用施設。

注2 MOX燃料加工施設は独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究センター 核燃料サイクル工学研究所のプルトニウム燃料技術開発センターの施設及び環境技術開発センターの研究開発施設。

②原子炉等規制法上の規制区分別内訳

2013年12月31日現在

平成25年に施行された原子炉等規制法及びその関係法令の改正に伴い、規制区分が変更されたため、各項目の合計値以外は比較のための前年の集計値を記載していない。

原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいて区分し、その合計量を記載。

表中「-」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。

( )内は2012年12月31日現在

核燃料物質の区分 原子炉等規制法 関係法令上の規制区分 <sup>注1</sup>	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U(t)	U-235(t)	
製錬	-	-	-	-	-	-
加工	461	11,492	0	1,473	60	-
試験研究用等 原子炉	31	63	0	34	2	2,173
実用発電用 原子炉	435	3,200	-	16,930	372	135,129
研究開発段階 発電用原子炉	-	95	-	3	0	3,323
貯蔵	-	-	-	-	-	-
再処理	2	597	0	3,451	32	31,026
廃棄	-	-	-	-	-	-
使用	120	238	4	49	1	3,448
原子力利用者 国際規制物資使用者	0	0	0			
非原子力利用者 国際規制物資使用者	0	0	0			
合計 <sup>注2</sup>	1,050 (1,127)	15,685 (15,590)	5 (5)	21,940 (21,806)	468 (463)	175,099 (173,580)

注1 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。製錬事業者(第3条第1項)、加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の5第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第43条の4第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、廃棄事業者(第51条の2第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。

注2 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(3)二国間原子力協定の対象となる核燃料物質

別紙3

2013年12月31日現在

二国間原子力協定及びIAEAウラン供給協定の対象となる核燃料物質を締約国毎に記載している。なお、複数の協定の対象となる核燃料物質は、それぞれの供給当事国区分に重複して計上。

核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいて区分し、その合計量を記載。

表中「-」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。

( )内は2012年12月31日現在

核燃料物質の区分 供給当事国	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U(t)	U-235(t)	
アメリカ	99 (91)	3,670 (3,660)	1 (1)	15,919 (15,835)	333 (331)	125,247 (123,895)
イギリス	13 (13)	448 (448)	0 (0)	2,277 (2250)	48 (46)	18,811 (18,834)
フランス	308 (379)	6,255 (6,179)	0 (0)	5,902 (5878)	98 (98)	56,226 (55,148)
カナダ	417 (422)	5,124 (5,115)	0 (0)	5,628 (5598)	108 (107)	50,285 (50,133)
オーストラリア	54 (91)	998 (964)	- (-)	3,989 (3,971)	88 (88)	28,470 (28,322)
中国	27 (27)	253 (253)	- (-)	279 (279)	8 (8)	1,853 (1,853)
ユーラトム	321 (388)	6,257 (6,180)	0 (0)	7,775 (7698)	175 (172)	18,270 (17,167)
カザフスタン	- (-)	- (-)	- (-)	4 (-)	0 (-)	- (-)
韓国	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ベトナム	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ヨルダン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ロシア	- (-)	- (-)	- (-)	15 (15)	1 (1)	- (-)
IAEA	1 (1)	2 (2)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)